



# 河津町景観計画

河津町

令和6年 4月1日



# 目 次

<b>I はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 目的	
2. 策定の経緯	
3. 位置付け	
4. 景観計画区域	
5. 計画の見直しについて	
<b>II 河津町の景観の現況と特徴</b> .....	<b>6</b>
1. 河津町の景観現況	
2. 河津町における景観の特徴	
<b>III 河津町の景観づくりの考え方と方針</b> .....	<b>22</b>
1. 河津町の景観づくりの考え方	
2. 景観づくりの基本方針	
<b>IV 空間構成、ゾーニング等</b> .....	<b>24</b>
1. 空間構成、ゾーニング	
2. 景観重要建造物の指定の方針	
3. 景観重要樹木の指定の方針	
<b>V 良好な景観形成のためのプロセスと行為の制限の内容</b> .....	<b>30</b>
1. 良好な景観形成のためのプロセス	
2. 届出対象行為	
3. 景観形成基準	

**VI 重点地区** . . . . . **40**

1. 河津桜並木・河津桜まつり
2. 河津七滝周辺
3. 湯ヶ野エリア
4. 今井浜海岸

◇ **資料編**

1. 河津町景観計画策定委員会設置要綱
2. 河津町景観計画策定委員会委員



## 1. 目的

河津町は、天城連山をはじめ、まちを取り巻く緑豊かな山々、その山々から流れ出る美しい清流、河川沿いに並ぶ河津桜、変化に富んだ海岸線など、優れた自然環境に恵まれており、それらが織りなす景観は、四季折々の変化を見せている。

また、こうした自然の中で町民などの暮らしが営まれ、河津桜をはじめとする花や歴史・文化、文学、温泉など魅力あふれる景観が形成されてきた。

これら河津町の景観は、町民が愛着を感じ、大切にしてきたことで、現代に渡って良好な景観を形成している。

さらに、町民が愛着を持つ良好な景観を発信することで河津町内外に魅力を伝え、観光客等が多く訪れている。これにより、良好な景観の維持・保全に加えて、活気のあるにぎわいの景観やおもてなしの景観が創出されてきた。

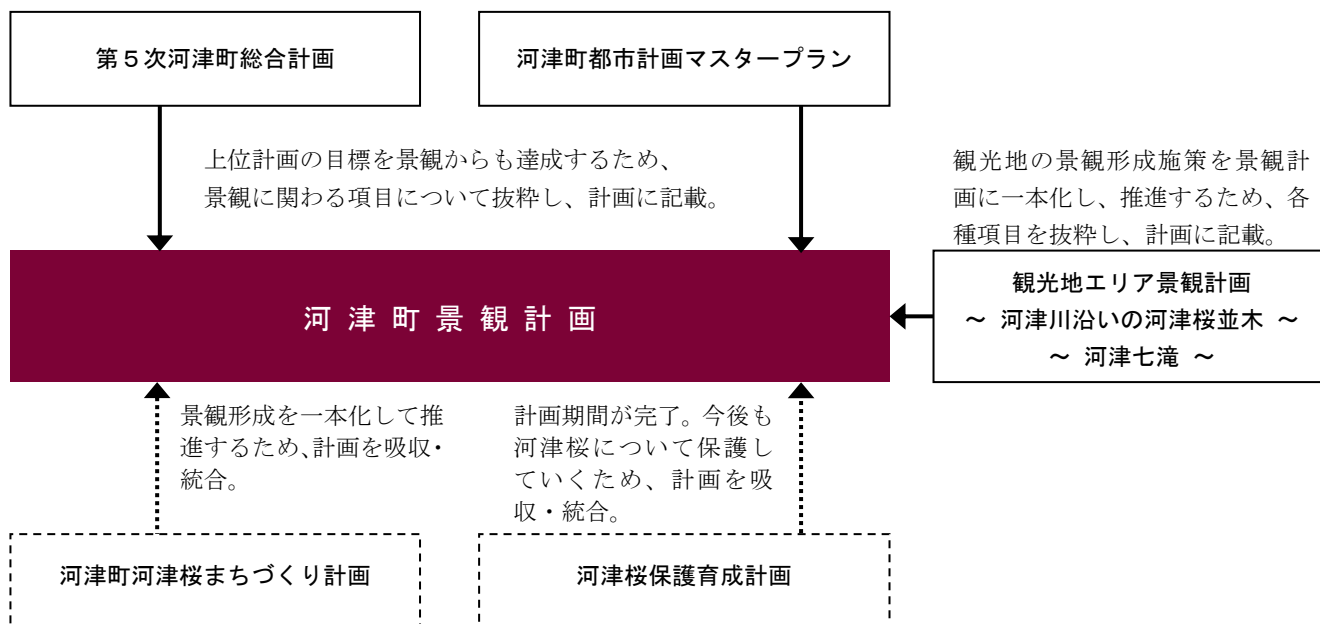
また行政も都市計画マスタープラン等の法定計画だけでなく、河津町河津桜まちづくり計画や七滝および河津川を対象とした観光地エリア景観計画等の景観に関わる各種計画を策定し、良好な景観の保全や魅力向上のため、観光地の整備や河津桜の保全活動に努めてきた。

河津町第5次総合計画で掲げられた「住みたい・来たいまち 河津 ～自然、文化そして笑顔があふれる 河津桜の里～」を景観の視点から実現することを目指すため、今までの蓄積である各種計画をとりまとめ、一本化することで良好な景観の保全・継承について推進していくことを目的とする。

## 2. 策定の経緯

河津町はこれまで景観に関わる各種計画を進めてきた。

これら各種計画（河津町河津桜まちづくり計画や河津桜保護育成計画等）を一本化して推進するため、景観計画で体系的に整理した。

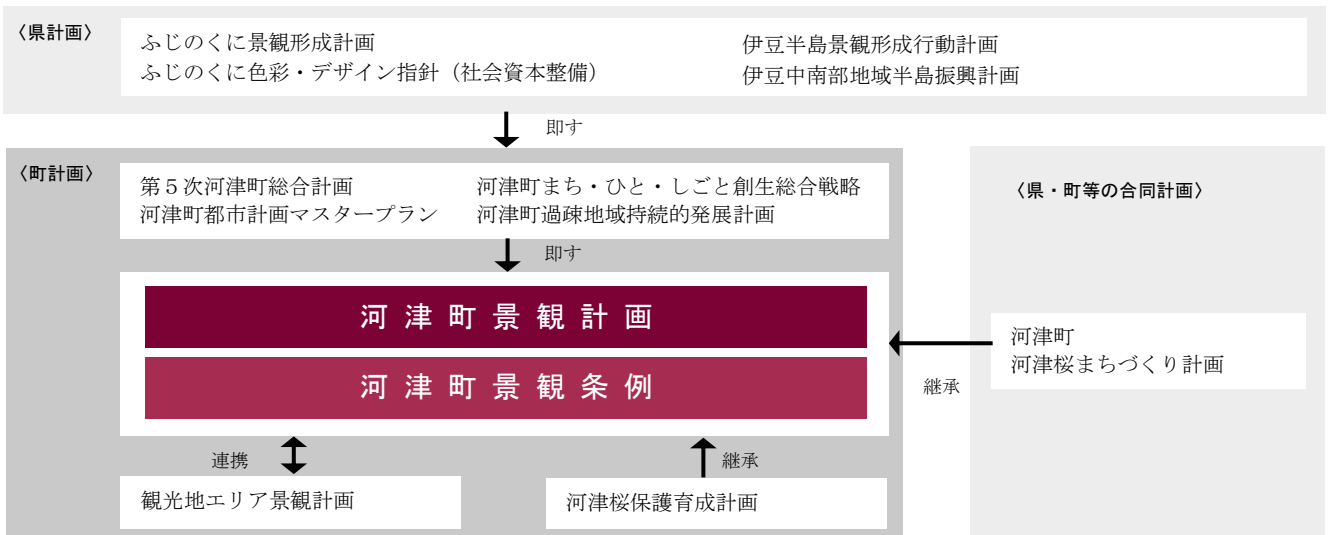


### 3. 位置付け

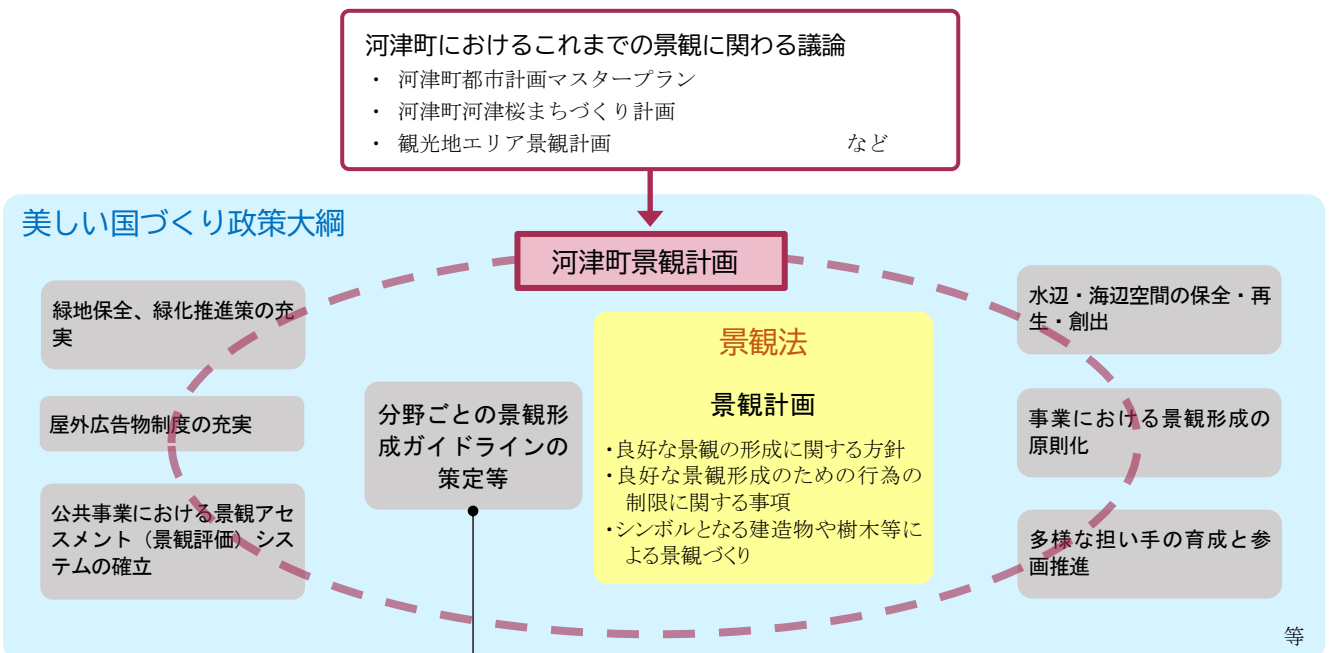
本計画は、県や町の上位計画に即し、関連計画と連携を図りながら、良好な景観形成の方針を示す。

また、河津町の景観は様々な資源や主体により形成され、これまで景観に関わる議論が活発に行われてきた。このため景観法による景観計画で方針を示し、民間の行為等について制限をかけることに加え、景観法の前身であり、景観に関わる分野を広く対象とした美しい国づくり政策大綱も踏まえて策定する。

#### ■ 関連計画との位置付け



#### ■ 河津町景観計画策定の考え方

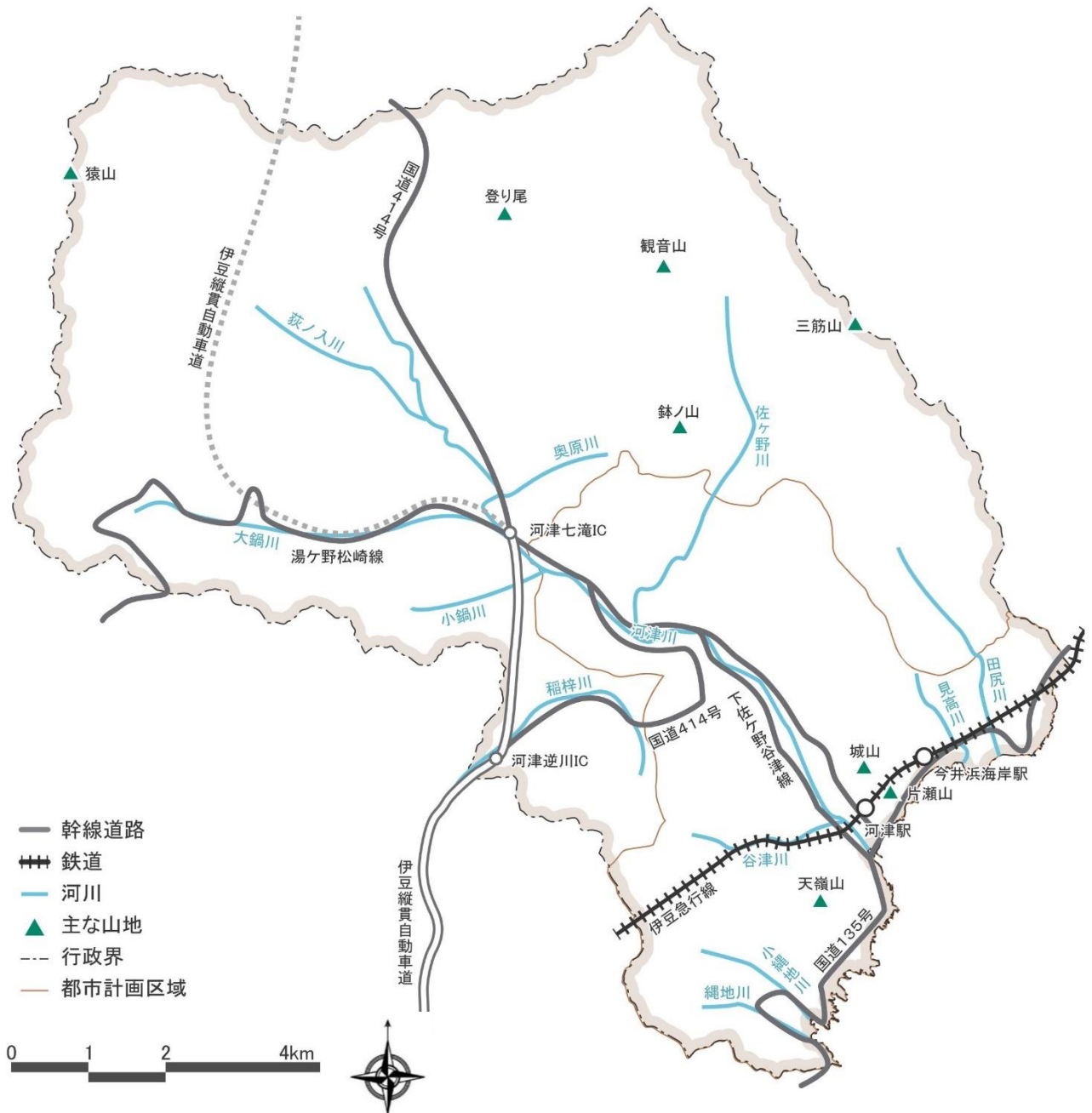


本計画では作成しないものの、今後、踏みこんでいく必要がある



## 4. 景観計画区域

本町の素晴らしい自然環境や資源からなる景観を、維持・保全、活用するとともに、後世に継承していくため、景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）は、河津町全域とする。



## 5. 計画の見直しについて

河津町景観計画は目標年次を定めないが、景観に関わる課題や社会情勢の変化、各種計画の変更などを踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

なお各種計画の変更の際には、河津町景観計画の取組みを反映し、一体となって良好な景観形成を進めていくものとする。

## Ⅱ 河津町の景観の現況と特徴

### 1. 河津町の景観現況

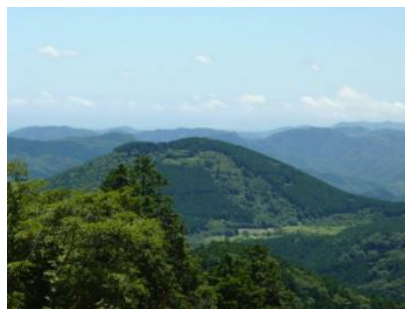
#### (1) 自然の景観

##### 1) 山地の景観

町域の約8割は森林や原野となっており、天城山をはじめとした緑豊かな山地の景観が形成されている。山林の一部は富士箱根伊豆国立公園に指定されているほか、太古の火山活動の痕跡を今に伝える地層、岩石、地形などを有する伊豆半島がユネスコ世界ジオパークに指定されており、自然的な価値も高い景観が存在している。

さらに紅葉や山桜など、四季により移り変わる景観をみることができ、ハイキングなどを通じて自然の魅力や自然とのふれあいを身近に楽しむことができる。

▼ まちなかや地域を取り囲む緑豊かな山々



▼ ジオパーク



## 2) 水辺の景観

河津町の南側に位置する相模灘は、奇岩からなる岩場や海浜など変化に富んだ海岸線を有し、特徴的な海辺の景観を形成している。海辺は釣りやダイビングを通じて自然の魅力やふれあいを楽しむことができ、夏は良好な海水浴場・磯場として多くの海水浴客などでにぎわう。

また、河津川や佐ヶ野川をはじめとする美しい清流や溪谷、滝が存在し、堤防沿いは町民憩いの場にもなっているため、水と緑の潤いのある水辺の景観を形成している。またジオパークに指定されている噴出溶岩など巨石が点在する上流部は、壮大な景観をみることができただけでなく、絶好の溪流釣り場となっている。

海岸や河川などは、住民や学生、各種団体などの清掃活動等により、良好な景観が維持されている。

▼ 今井浜海岸



▼ 河津浜海岸



▼ 河津川



### 3) 花の景観

河津町内では河津桜をはじめ、バラ、カーネーションなど、四季折々の花の景観を楽しむことができる。

河津桜は、昭和 30 年頃に河津町内で発見された早咲きの桜である。河津桜の景観は、河津桜発祥の地として町民などにより植えられたことによって創られ、現代に渡って大切にされていることから、河津町のシンボリックな存在となっている。現代では花の会や河津桜守人などの町民ボランティアにより景観形成や維持管理が行われ、河津桜の良好な景観を守り・育てている。

河津バガテル公園では、フランス・パリ市にあるパリ・バガテル公園の姉妹園であり、四季折々のバラを見ることができる。

▼ 河津桜



▼ 河津桜の並木



▼ バラ



▼ 河津バガテル公園



▼ カーネーション



## (2) 歴史・文化の景観

### 1) 寺社仏閣の景観

川津来宮神社、大鍋子守神社、南禅寺、慈眼院など、各地域に町民から信仰される寺社仏閣が存在している。

また寺社仏閣以外にも、観音山石仏群、河津城跡、日本最古級の耐火レンガ工場跡地、遺跡などが存在し、地域の歴史や文化を感じることができる。旧下田街道の一部は踊子歩道として整備されているほか、小鍋峠も残存し、当時をしのばせる石碑や石像などが残されている。

▼ 川津来宮神社



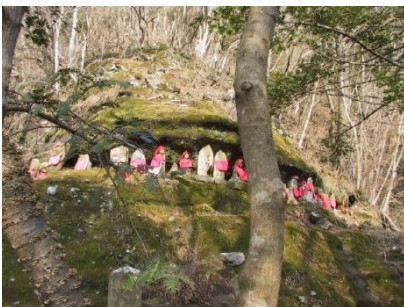
▼ 河津八幡神社



▼ 煉瓦の洞遺跡



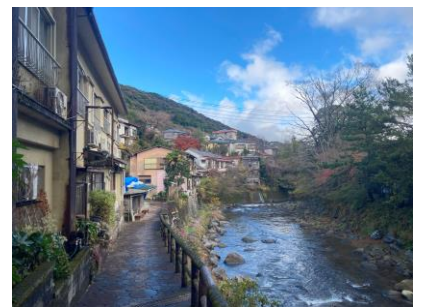
▼ 観音山石仏群



▼ 河津城跡



▼ 踊子歩道



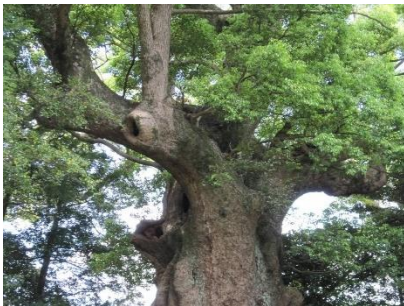
## 2) 古木・大木等の景観

河津町内各所に歴史ある社寺林や古木、大木などが存在しており、市街地や集落地に潤いを与える緑の景観としてだけでなく、風格のある姿は歴史や文化を感じさせる。

中でも来宮神社の大クスは樹齢 1,000 年を超えると伝えられており、高さ約 24m の巨木で、国の天然記念物に指定されている。

河津桜の原木は、昭和 30 年頃に発見され、樹齢は約 65 年であり、平成 17 年に町の天然記念物に指定されている。

▼ 川津来宮神社の大クス



▼ 河津桜の原木



## 3) 文学の里（川端康成、文学碑、湯ヶ野地区）の景観

河津町内には、「伊豆の踊子」ゆかりの抒情あふれる景観が点在している。

湯ヶ野地区の川端康成の文学碑やゆかりの宿のほか、河津七滝（初景滝）や駅前には、伊豆の踊り子の像が設置されており、文学の里をアピールしている。

▼ 伊豆の踊子文学碑



▼ 「踊り子と私」の像



#### 4) 湯けむりの里（噴湯、足湯、共同湯）の景観

多くの源泉を持ち、良好な自然環境やふるさとの雰囲気を活かした特色ある温泉地が点在しており、地域に愛されるだけでなく、来訪者の旅の疲れを癒している。

峰温泉大噴湯公園のほか、足湯、共同湯、源泉など温泉を活かしたまちづくりが行われている。

▼ 峰温泉大噴湯公園



▼ さくらの足湯処



▼ 河津三郎の足湯処



▼ 豊泉の足湯処



▼ 舟戸の番屋



#### 5) 祭りの景観

町内の寺社仏閣では、四季を通じて様々な祭りや伝統行事が開催され、にぎわいや交流の景観を創出している。

特に、河津川の清流と一体となった河津桜並木をメイン会場として行われる「河津桜まつり」は、毎年 90 万人近い観光客が訪れ、河津川の堤防沿いに屋台が出店するなど、町内で最もにぎわいを見せる祭りである。

▼ 河津桜まつり



▼ 川津来宮神社例大祭



▼ 子守神社御神楽





### (3) 暮らしの景観

#### 1) 市街地の景観

町の中心には河津駅、商業施設や公益施設、住宅地などが集約し、にぎわいの景観が形成されている。また河津駅前には「伊豆の踊子と学生」の像や温泉モニュメントがあり、観光客を出迎え、もてなす河津町の玄関口となっている。

浜峰線の街路樹は手入れがされており、河津町立文化の家（河津町立図書館）は木の温かみを感じる施設として町民に利用されている。

▼ 河津駅



▼ 商業施設



▼ 住宅地



▼ 河津町役場



▼ 河津桜観光交流館



▼ 浜峰線



▼ 河津町立文化の家（河津町立図書館）



## 2) 農山村景観

各地域の集落地は、周辺の山々や農地に囲まれ、守り受け継がれてきた落ち着いたある昔ながらの農山村の景観を形成している。

農地では、花卉栽培、山間地の斜面を利用した柑橘栽培、清流を活かしたわさび栽培など、それぞれの立地条件に適した農業が行われ、特徴的な景観を形成している。

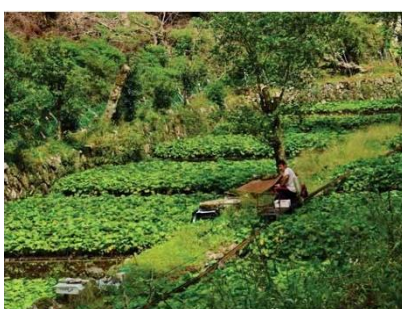
下河津漁港周辺には住宅や民宿などが密集して立地し、港と一体となって漁村の景観を形成している。

また市街地や東部地域の山間地は別荘地として利用されており、市街地などから眺めることができる。

▼ 農山村集落



▼ ワサビ田の景観



▼ 漁村集落



## 3) 道路の景観

全長 1,064m、高低差 45m、直径 80mの二重ループ橋である河津七滝ループ橋があり、豊かな天城山系の自然の中に美しいループを描く構造物がそびえる特徴的な景観を形成している。

また、令和 5 年 3 月 19 日に、伊豆縦貫自動車道の一部である河津七滝 I C～河津逆川 I C間の延長約 3.0 k mが開通し、来訪者を出迎える新たな玄関口となっている。

▼ 河津七滝ループ橋



▼ 伊豆縦貫自動車道周辺



▼ 伊豆縦貫自動車道 河津七滝 I C



#### (4) 地域の営みの景観

##### 1) 河津川沿いの河津桜（河津桜まつり）

河津川沿いの河津桜並木は、河津川の清流や背景となる山々などの周辺の景観資源と一体となり、連続した美しい景観を見せている。これら河津桜の景観は、町民が所有地などの町内各所に植え・育てたことで形成され、所有者に加え、花の会や河津桜守人などの活動により維持されてきた。

河津桜まつりは、全国各地から毎年 90 万人前後が訪れる早春の伊豆半島を代表するイベントであり、川沿いに並ぶ出店と河津桜並木を楽しむ人々でにぎわう景観を見ることができる。また河津桜まつり時には多くの来訪者や宿泊者があり、河川沿いの民有地は来訪者の駐車場として使用され、地域の活力を支える重要な資源となっている。

▼ 河津桜並木



▼ 河津桜のトンネル



▼ 観光客でにぎわう出店



## 2) 七滝周辺

約2万5千年前に起きた噴火で、天城山の南側に位置する登り尾火山から流れ出した溶岩は河津川へ流れ込み、谷間を2km程流れ下り、その後河津川の流は溶岩を美しく磨き上げ、河津七滝を作り出した。平成30年にはユネスコ世界ジオパークに認定され、河津七滝もジオサイトの一つとなっている。七滝周辺には遊歩道が整備されており、天城の豊かな森林や美しい渓谷、七つの滝が見せる迫力ある景観など、四季を通じて楽しむことができる。

また周辺には温泉街が立地し、散策と共に温泉を楽しむ町の代表的な観光地の1つとなっている。

これら河津七滝周辺の景観は、地域の人々が自然・ジオサイト・温泉などに魅力を感じ、観光業などを通じ、活用・発信してきたことで観光客に魅力を伝えている。

▼ 河津七滝（大滝）



▼河津七滝（初景滝）



▼ お土産物屋



### 3) 今井浜海岸

相模灘に面する海岸線一帯は、富士箱根伊豆国立公園に指定されている。今井浜海岸は、白砂青松の美しい砂浜からなる良好な海辺の景観が形成されているとともに、広大な相模灘の眺望を楽しむことができる。夏のシーズンには良好な海水浴場として多くの海水浴客でにぎわう景観を見ることができる。

国道 135 号と海岸に挟まれた海岸沿いは、旅館や民宿などが立地する今井浜温泉地や漁村の面影が残る集落地などが存在し、様々な暮らしの景観が形成されている。

今井浜海岸は、住民や各種団体などの清掃活動等により、良好な景観が維持されている。

▼ 今井浜海岸



▼ 舟戸の番屋



▼ 漁村集落



### 4) 湯ヶ野エリア

湯ヶ野エリアでは、緑豊かな森林からなる自然景観や丘陵地に広がる農地景観を見ることができる。また農地景観だけでなく、「伊豆の踊子」の舞台として有名な抒情あふれる温泉地や伊豆の踊子文学碑などがあり、歴史や文化を感じさせる景観が残っている。河津川沿いには河津七滝につながる踊子歩道が整備され、歴史・文化を感じつつ散策することができる。

これら湯ヶ野エリアの景観は、地域の人々が歴史・文化や温泉などに魅力を感じ、観光業などを通じ、活用・発信してきたことで観光客に魅力を伝えている。

▼ 踊子歩道



▼ 福田屋に向かう橋



▼ 伊豆の踊子文学碑



## (5) 眺望の景観

河津町には、起伏に富んだ地形を活かした、豊かな自然を眺めることができる素晴らしい眺望点が多数存在する。

城山やバガテル公園などの高所からは相模湾やまちなか、河津川が一望できる。河津桜の季節には、バガテル公園や城山、涅槃堂の見晴台からも河津川沿いに満開となった桜を望むことができる。

▼ 城山からの眺め



▼ バガテル公園からの眺め



▼ 涅槃堂からの眺め



※ 各写真の出典:河津町 HP、河津町都市計画マスタープラン、広報かわづ、河津町観光協会、静岡県農村の魅力フォトコンテスト

## 2. 河津町の景観の特徴

### (1) 町民が創り、守り、育ててきた景観

河津町には、都市基盤が整備されたまちなか、森林や農地に囲まれた農山村集落地、漁村の面影が残る集落地、山あいの別荘地など、多くの暮らしの景観がある。またその中で、文学の里を偲ばせる景観、ワサビ田の景観、河津桜の景観、湯けむりの景観など、個性や魅力を活かした景観を楽しむことができる。

これらは豊かな自然の中で、河津町での暮らしを積み重ねることによって創り上げてきた景観である。

また、河津町の景観に関するアンケートで、山・川・海などの景観や河津桜などの花のある景観について、(とても)魅力的であると8～9割の住民が回答しており、住民は誇りや愛着を持っていることがわかる。さらに誇りや愛着を持っていることから愛護活動や清掃活動を行い、これらの景観を大切に守り・育ててきた。特に河津桜の景観は、町民が町内各所に植えたことで形成し、所有者だけでなく、花の会や河津桜守人などの協働によって守り・育ててきた河津町のシンボリックな存在である。

### (2) 地域の営みと共に有り、活力を支えている景観

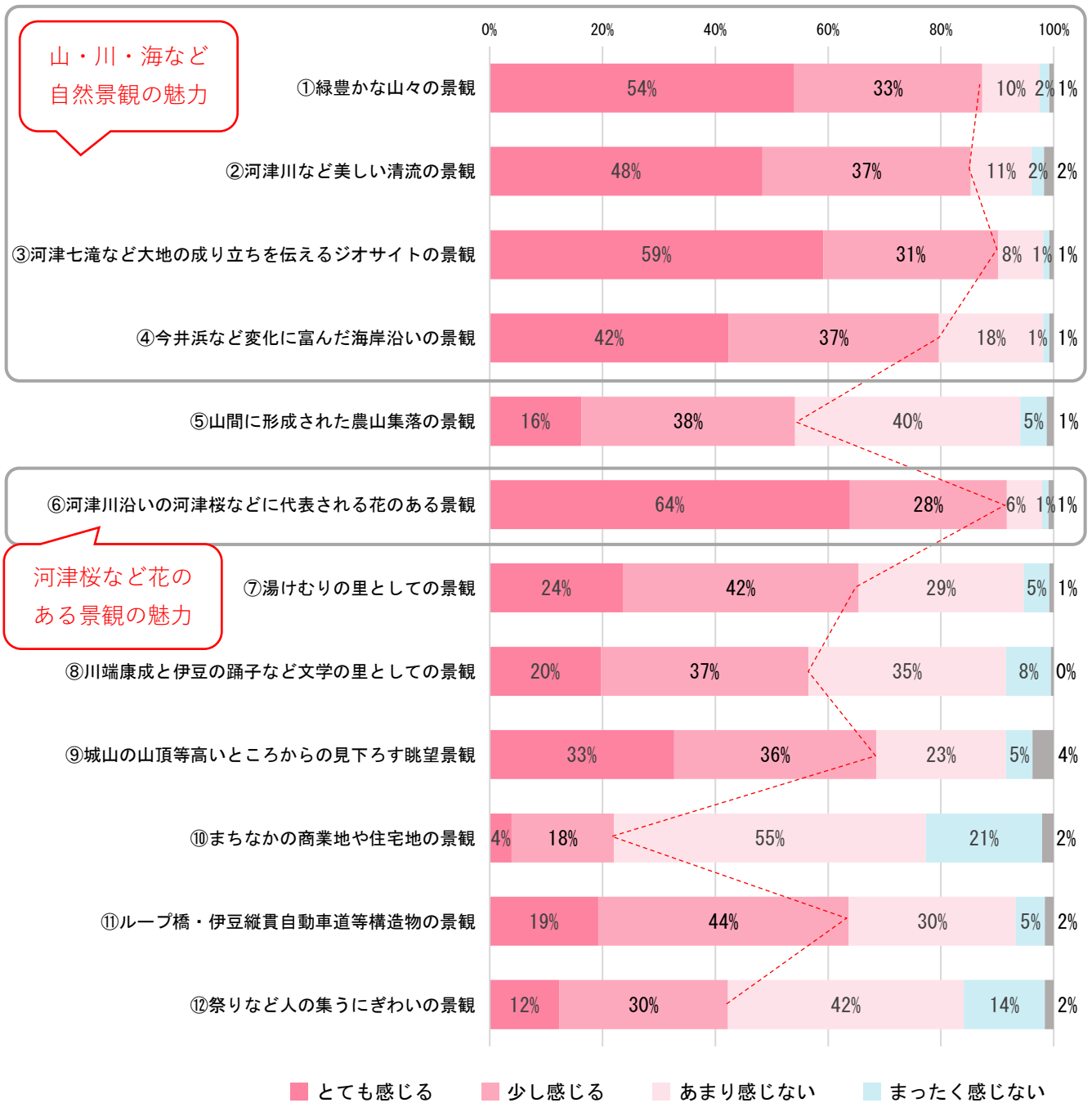
河津町内の美しい自然景観は、町民や事業者が魅力を感じて大切にしてきた。

さらに大切にしてきた景観を活用することで、河津町ならではの生業を育み、形成してきた景観がある。

- … 河津桜の景観や河津桜並木を活用した祭りの景観
- … ジオパークにも認定された河津七滝周辺や温泉街の景観
- … 白砂青松の美しい海と集落などの景観
- … 伊豆の踊子の舞台である温泉地の景観 等

また生業の景観を発信していくことで河津町内外に魅力を伝え、花の景観や町の玄関口の整備などで来訪者をもてなすことで多くの観光客が訪れており、町の活力を支えている。

《 河津町でみられる景観についてどのくらい魅力を感じますか？ 》



出典：河津町の景観に関するアンケート調査



### (3) 社会動向等の変化の中で損なわれつつある景観

再生エネルギーの普及、河津桜の老朽化、激甚化・頻発化する気象災害の発生、伊豆縦貫自動車道の開通など、河津町を取り巻く状況は変化し続けている。

また変化を受けて、河津桜守人などによる河津桜の管理や、伊豆縦貫自動車道周辺の屋外広告物を規制するための屋外広告物条例の改正など、景観に配慮した取組みが協働で行われてきた。

しかし、太陽光発電施設や風力発電施設などの新たな立地による景観の阻害、老朽化する河津桜や激甚化・頻発化する気象災害を受けた河川整備による河津川沿いの河津桜並木景観の変化、伊豆縦貫自動車道の開通による新たな施設や工作物の発生により、景観が損なわれる恐れがある。

#### 1) 再生エネルギー

近年、再生エネルギーの普及が進められている一方で、良好な景観の中に太陽光発電施設などの再生エネルギーが整備され、景観を阻害する恐れもある。景観計画では太陽光発電施設の立地規制はできないが、景観に配慮した施設整備を求めることができるため、誘導のための基準を設定する必要がある。

また我が国では洋上風力発電の検討・整備が行われている。河津町は海に面しているため、今後、整備検討地となる可能性がある。

#### 2) 河津川沿いの河津桜と河津川

町内の河津川沿いには約 850 本の河津桜が植栽されており、河津町を代表する河津桜の観光ポイントとなっている。現在、生育状況は概ね良好だが、古いものでは植栽後 45 年が経過している。

しかし、堤防内に根を張るなど、植栽基準を満たしていないものが多く存在し、植樹された桜の倒木や腐朽による堤防の弱体化も河川管理上の課題となっている。堤防の嵩上げや腹付けを行い、植え替えをする必要があり、今後の対応が課題となっている。全体としては右岸と比較して左岸で良好な桜が多く、植栽後の経過年数が長いことから下流になるほど健全な個体の割合が低くなる傾向があり、治水施設整備とともに今後桜並木の再整備を検討していく必要がある。

※ 河津町河津桜まちづくり計画より一部抜粋

#### 《 参考資料：激甚化・頻発化する気象災害と、河津川について 》

河津町を貫流する河津川は、地形的特徴により、下流部の被害ポテンシャルが高いこと、さらに多雨地域であり、温暖化傾向による更なる集中豪雨の増加等、流域への被害発生が懸念されるとともに、東日本大震災を踏まえた大規模地震による津波に対する安全の確保などの課題も有している。さらに静岡県内の洪水浸水想定では、計画規模（概ね 100 年に 1 回）と想定最大規模（1,000 年あるいはそれよりも発生頻度が低いもの）ともに市街地が広域にわたって浸水する想定となっている。このため、想定される降雨に対し、洪水を安全に流下させるため、治水施設整備を推進する必要がある。

出典：河津川水系河川整備基本方針より一部抜粋

### 3) 新たな道路整備に伴う影響

河津町では令和5年に河津町と下田市をつなぐ伊豆縦貫自動車道・河津七滝IC～河津逆川ICが開通、今後は、伊豆市と河津町をつなぐ区間の整備が予定されており、アクセス性の改善により、多くの観光客が訪れることが考えられる。現在、静岡県の屋外広告物条例によって主要な道路を中心に500m以内の範囲は第二種特別規制地域に指定されており、自家広告物は一定面積を超える場合、許可申請が必要、案内看板は原則、設置不可（やむを得ない場合は許可申請が必要）となっているほか、伊豆縦貫自動車道から50mの範囲は伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区に指定され、案内看板の色彩や大きさ等について上乘せ基準がある。しかし、開通により景観を阻害する新たな施設や工作物が発生する恐れがある。

### Ⅲ 河津町の景観づくりの考え方と方針

#### 1. 河津町の景観づくりの考え方

- 河津町の景観は「**河津町民の心**」を映すものである。
  - ① 河津町の暮らしを愛しむ心（シビックプライド）
  - ② 他者への敬意と配慮をあらわす心（リスペクト）
  - ③ 訪れる人たちをもてなす心（ホスピタリティ）
- 町民の心を映す河津町の景観を、町民、企業、行政が共に尊重し、日々の暮らしや営みの中で守り育て、活かし、協働で継いでいく。

河津町には、河津桜がある。浅き春に咲き誇り、春を心待ちにする人々の心をふるわせ、足をはこばせる、河津桜の聖地である。

河津町には、伊豆の踊子の世界がある。人々の心を古に誘い、心と体を癒す郷である。

河津町には、穏やかな笑顔がある。誰もがやさしさに包まれ、やさしくなり、心から「いいところ」と思える町である。

河津町の景観は、ただあるものではない。町民と共に有るものである。町民の、河津町の暮らしを愛しむ心（シビックプライド）、他者への敬意と配慮をあらわす心（リスペクト）、訪れる人たちをもてなす心（ホスピタリティ）により、創り、守り、育てられてきたものであり、「河津町民の心」を映すものである。そして、町民の心をはぐくむ宝である。

河津町が、これからも町民にとって愛着や誇りのあるまちとして、また、来訪者にとっても魅力的で訪れたくなるまちとしてあり続けるために、

町民の心を映す河津町の景観を、町民、企業、行政が共に尊重し、日々の暮らしや営みの中で守り育て、活かし、協働で継いでいく。

## 2. 景観づくりの基本方針

### ① 愛着の対象となる景観を、

町民・団体、企業、行政等が共に尊重し、守り育てる

- これまで町民が大切にしてきた景観を尊重し、これを「守り・育てる」ことを第一義とする。
- 規制だけではなく、町民・団体、企業、行政等による、景観を守り育てるための主体的取組みを重視する。

→ 「IV 空間構成、ゾーニング等」

### ② 景観に係る事業等にあつては、

皆で考えて、皆で納得して進める

- 景観法に基づく「景観形成基準」に加え、「事前協議」や「合意形成」に係る手続きを組み入れることで、良好な景観を誘導する。
- 該当する景観に関連して、町民や団体等による育成の取組みが存在する場合は、基準の順守はもとより、活動の経緯に配慮し、丁寧な合意形成等に努める。

→ 「V 良好な景観形成のためのプロセスと行為の制限の内容」

### ③ 地域の活力増進への貢献を目指し、観光等の多分野との連携で、

景観の価値を高め活かす

- 景観を守るだけではなく「活かす」ことで、地域の活力向上に寄与し、景観への意識を醸成し、取組みにつなげる。
- 必要に応じ、柔軟な土地利用を図りつつ、観光地エリア景観計画等による施策を実施する。

→ 「VI 重点地区」

## IV 空間構成、ゾーニング等

### 1. 空間構成、ゾーニング

これまで町民が大切にしてきた景観を尊重し「守り・育てる」ため、町を構成するゾーンや重点地区と景観形成方針について以下に示し、町民・団体、企業、行政等による、景観を守り育てるための主体的な取組みを推進する。

- ・ 3つのゾーン：自然景観、農山村景観、市街地景観
- ・ 4つの重点地区：河津桜並木・河津桜まつり、河津七滝周辺、湯ヶ野エリア、今井浜海岸
- ・ その他の景観構成要素：河津桜並木、河川、道路、海岸、歴史・文化・古木、施設、山等



## ■ ゾーンごとの景観形成方針と詳細な内容

### (1) 自然景観

#### ○ 自然景観の保全

- ・ 植林・間伐等を促進することで森林の保全・育成に努め、まちを取り巻く山々の緑豊かな自然環境を保全する。
- ・ 奇岩からなる岩場や海浜など変化に富んだ海岸が創り出す美しい景観や相模灘を望む広大な眺望を保全するとともに、町民やボランティアなどと協力しながら海岸の清掃活動や美化活動に取り組む。
- ・ 河川が創り出す美しい景観を保全するとともに、清掃活動や生活排水対策などによる河川の美化に取り組む。

#### ○ 魅力ある景観の形成

- ・ 自然景観や眺望をゆっくり楽しむことができるスペース、散策コース等の整備を検討していく。

### (2) 農山村景観

#### ○ 暮らし景観や歴史・文化景観の保全

- ・ 農地の保全や適正な土地利用の形成などに努め、守り受け継がれてきた落ち着きのある農山村の良好な景観や雰囲気を保全する。良好な農山村の風景を損なう恐れのある開発等に対し、適切な対応を行う。また、漁港の適切な維持・管理に努める。
- ・ さらに、農地の遊休化の抑制や農林漁業の担い手の確保に取り組む。
- ・ 町内に残る社寺や古木・大木や歴史・文化資源など、町の歴史・文化を感じることができる景観や雰囲気を保全・継承する。

#### ○ 色彩や意匠等の誘導による景観の質の向上

- ・ 古くからの温泉宿が建ち並ぶエリアや漁村の面影が残るエリアは、建築物等のデザインや色彩の適切な誘導等を行い、昔ながらの情緒ある佇まい・雰囲気を保全する。

#### ○ 魅力ある村景観の形成

- ・ 町内に残る社寺や古木・大木や歴史・文化資源などは、農山村に住む町民や観光客の憩いの場・交流の場としての環境づくりを進める。

### (3) 市街地景観

#### ○ 市街地景観や歴史・文化の景観の保全

- ・ まちのシンボルとなっている河津川沿いの桜並木や原木など、河津桜のある景観を守り・育てる。
- ・ 町内に残る社寺や古木・大木や歴史・文化資源など、町の歴史・文化を感じることができる景観や雰囲気を守る・継承する。

#### ○ 色彩や意匠等の誘導による景観の質の向上

- ・ 市街地は、建築物等のデザインや色彩の適切な誘導等を行い、活気ある市街地の景観を保全する。

#### ○ 魅力ある景観の形成

- ・ 河津駅周辺は、観光客を迎え入れる本町の玄関口として、駅舎や駅前広場の整備・修景や魅力ある商業地空間の形成など、町民が愛着を持つことができ、観光客の印象に残る景観づくりを進める。

#### (4) 共通

##### ○ 身近な景観美化活動の実施

- ・ 町民やボランティアなどと協力しながら海岸や河川の清掃活動や美化活動などに取組む。また、花の会など花のまちづくりを先導する組織を育成するとともに、その活動を支援する。
- ・ 「河津町きれいな町づくり条例」に基づく清掃活動や花壇コンクールなどを通し、河津の良好な景観の保全・育成を図る。

##### ○ 良好な景観に配慮した整備

- ・ 河川改修にあたっては、水生動植物の生息・生育環境の保全や良好な水辺景観の創出などに配慮し、自然を感じることができる潤いのある水辺空間を形成する。
- ・ 都市計画道路の整備にあたっては、誰もが利用しやすく人にやさしい道をめざし、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、観光のまちとして、河津桜などまちの資源を活かした美しく印象に残る道路景観の創出を図る。

##### ○ 花のまち河津を印象づけるおもてなし景観の形成

- ・ 地域が一体となって花いっぱい地域づくりを進め、河津バガテル公園や河津桜を含めた花によるおもてなしの景観を形成する。また、本町の魅力を効果的に伝える観光PRやプロモーション活動を推進する。
- ・ 道路や鉄道の沿線、観光施設や公共公益施設などの多くの人利用し、目にする場所や施設において、花の会などと連携しながら、花による演出や緑化を進める。
- ・ 観光のまちとしての美しい景観づくり、おもてなしの景観づくりに対する町民や事業者の意識を高めるとともに、緑化や花による演出など各家庭や地域が取組むことができる身近な景観づくりを促進・支援する。
- ・ 関係機関等と連携し、本町の豊富な自然環境や景観、農産物等の地域資源を活用した自然体験型観光や体験型農林漁業の企画やプログラム（グリーンツーリズム）等の充実とPRを推進する。

##### ○ 河津桜の景観の市街地への展開

- ・ 公共施設（公園、街路樹）や公益施設（学校、図書館）への植樹、民地への植樹の要請や苗木の配布等により、協働で河津桜の景観を維持していく。



## 2. 景観重要建造物の指定の方針

景観法第 19 条第 1 項に基づき、町内の景観上重要な建造物を景観重要建造物に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていく。

景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。また、景観法第 19 条第 2 項に基づき、あらかじめ指定しようとする建造物の所有者の意見を聴かなければならない。

なお、景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見できる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものとする。

地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であるもの。

- ・ 町内の指定・登録文化財（国指定文化財は除く）
- ・ 神社仏閣、歴史的建造物など
- ・ 近年建設された建造物であっても、特に優れた景観上の特徴を有する建造物など

### ■ 指定により発生する効果や制限

景観重要建造物として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となるが、建築物については、斜線制限の緩和など、外観に係る建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）の特例措置が講じられる。

また、景観という見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用可能で、生活上必要な改修についても行うことができる。

### 3. 景観重要樹木の指定の方針

景観法第 28 第 1 項に基づき、町内の景観上重要な樹木を景観重要樹木に指定し、地域の良い景観形成に活かしていく。

景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。また、景観法第 28 条第 2 項に基づき、あらかじめ指定しようとする樹木の所有者の意見を聴かなければならない。

なお、景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見できる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものとする。

地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良い景観の形成に重要なものであること。

- ・ 地域の歴史を感じさせる樹木・並木、御神木や社寺林、屋敷林など
- ・ アイスストップ・ランドマークとなっている樹木・並木など

#### ■ 指定により発生する効果や制限

景観重要樹木として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となる。

## 1. 良好な景観の形成のためのプロセス

### (1) 届出対象行為・景観形成基準について

景観計画では、景観法に基づき、建築物の建築や工作物の建築などの届出を必要とする行為と、行為の制限の基準（景観形成基準）を定め、景観を誘導していく。

また、届出より30日以内は行為の着手が制限されており、届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合は、勧告を行うことができる（景観法第16条第3項）。

なお、勧告に従わなかった場合の公表などの罰則がある。

#### 《景観法に基づいて定めることができる行為の制限》

- 必須届出対象行為
  - ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更の行為
  - ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更
  - ・ 開発行為
- 選択可能な届出対象行為
  - ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - ・ 木竹の植栽又は伐採
  - ・ さんごの採取
  - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
  - ・ 水面の埋立て又は干拓
  - ・ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明
  - ・ 火入れ

#### 《景観法に基づく景観形成基準（以下から必要な事項を選択）》

- 次に掲げる制限のうち必要なものを選択
  - ・ 建築物又は工作物の形態又は色彩その他意匠の制限
  - ・ 工作物又は工作物の形態又は色彩その他意匠の制限
  - ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度
  - ・ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
  - ・ その他、届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

## (2) 事前協議等による景観誘導

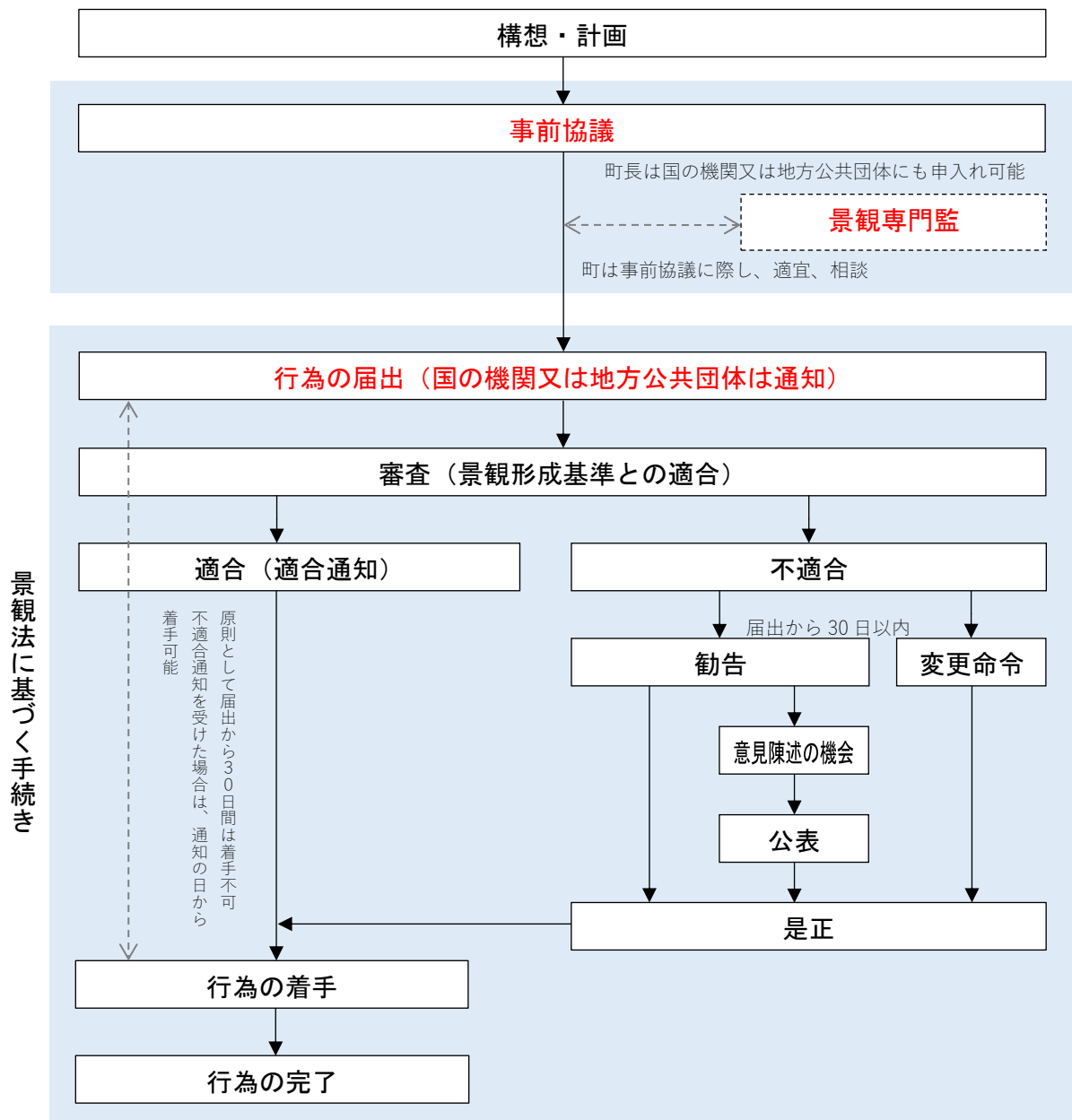
行為を行う者と共に良好な景観を形成していくためには、構想・計画段階から景観に関する事項の検討が必要である。

このため、景観法に基づく「行為の届出」に先行して、事業主体と町などで「事前協議」を行い、設計前に景観への配慮事項を調整する。また町長は国の機関又は地方公共団体が行う行為についても、事前協議を要請することができる。

さらに町は「景観専門監」を設置し、「事前協議」に際し、適宜相談する。

※ 景観専門監には、行為の届出の対象となる建築物や工作物などに加え、今後、景観上大きな影響をもたらすと考えられる行為（例えば、大規模な公共事業や洋上風力発電等）についても適宜相談していく。

### ■ 届出の流れ



### (3) 事業主体による合意形成の手続

「事前協議」等により、景観形成にとって重要と判断した案件（河津町の景観を表す「河津町民の心」に係ると判断された案件）については、事業主体は、関係者などへの合意形成のための対策を講じることとする。

景観への影響と対策について、町の景観所管課、地域への合意形成を必要とする。

- ・ 合意形成にあっては、景観形成に必要な対策の内容や費用についても提示し、その適正に対する判断を求む。
- ・ また、景観への対策に係る費用については、景観を改変する原因となる事業主体が負担する。

## 2. 届出対象行為

河津町における届出対象行為を以下のように定める。

### (1) 建築物

行為の種別	届出対象要件
建築物(※1)の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更(※2)の行為	・高さ(※3)が10mを超えるもの ・延べ床面積が1,000㎡を超えるもの

※1「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。

※2「色彩の変更」とは、外観の変更とは、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の2分の1以上のものをいう。

※3「高さ」とは、建築基準法で定める高さとする。

## (2) 工作物

	行為の種別	届出対象要件
工作物(※1)の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更(※3)	垣、柵、擁壁その他これらに類する物件	・高さ(※2)3mを超えるもの
	橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件	・長さが20mを超えるもの
	太陽光発電設備その他これらに類する物件	・施行区域の面積(太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む)をいう。)が500㎡を超えるもの
	風力発電設備その他これらに類する物件	・高さが10mを超えるもの(ブレード含む) ・施行区域の面積(風力発電設備設置事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む)をいう。)が2,000㎡を超えるもの
	その他	・高さが10mを超えるもの

※1「工作物」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類する物件
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件
- (3) 煙突、排気塔、その他これらに類する物件
- (4) 記念塔その他これに類する物件
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件
- (6) 電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件
- (7) 橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件
- (8) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する物件
- (9) 展望台、コースター、観覧車その他これらに類する物件
- (10) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げる恐れがある工作物として町長が指定するもの

※2「高さ」とは、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

※3「色彩の変更」とは、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の2分の1以上のものをいう。

### (3) その他

行為の種別	届出対象要件
開発行為 (都市計画法第4条第12項)	・ 開発面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
木竹の伐採	・ 当該行為の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更	・ 当該行為の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・ 当該行為の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

ただし、次の行為は届出を要しないものとする。

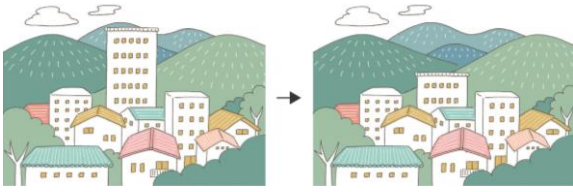
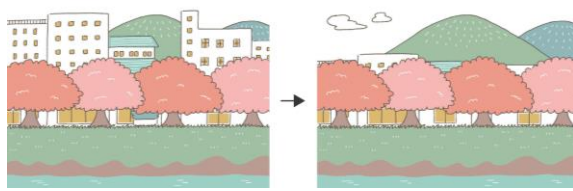
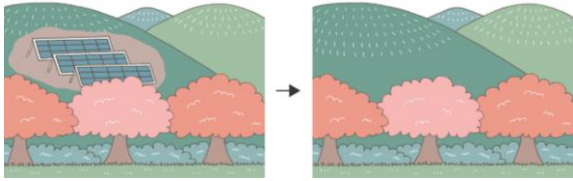
根拠	行為の種別
河津町景観条例	・ 届出対象となる規模の建築物にあって、改築又は増築で当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの（建築確認申請の不要）
景観法第 16 条第 5 項	・ 国または地方公共団体が行う行為（ただし、通知は必要）
景観法第 16 条第 7 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の管理行為、軽易な行為</li> <li>・ 非常災害のため必要な応急措置</li> <li>・ 景観重要建造物について許可を受けて行う行為</li> <li>・ 景観重要公共施設の整備</li> <li>・ 景観重要公共施設について許可を受けて行う行為</li> <li>・ 国立公園の特別地域において許可を受けて行う行為（ただし、景観計画に基準が定められている場合）</li> <li>・ 地区計画の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の建築等 など</li> </ul>
景観法施行令第 8 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下における行為</li> <li>・ 仮設の工作物の建設等</li> <li>・ 除伐、間伐、整枝など木材の保育のために通常行われる伐採</li> <li>・ 枯損した木竹、危険な木竹の伐採</li> <li>・ 自家の生活のために必要な木竹の伐採</li> <li>・ 法令に基づく処分による義務の履行として行う行為 など</li> </ul>
景観法施行令第 10 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定の文化財の指定地域で行う行為</li> <li>・ 屋外広告物法の条例に適合する屋外広告物の表示等 など</li> </ul>



### 3. 景観形成基準

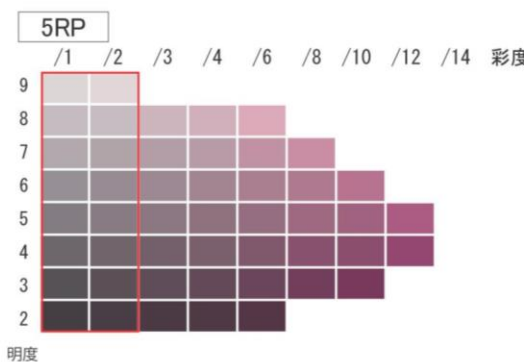
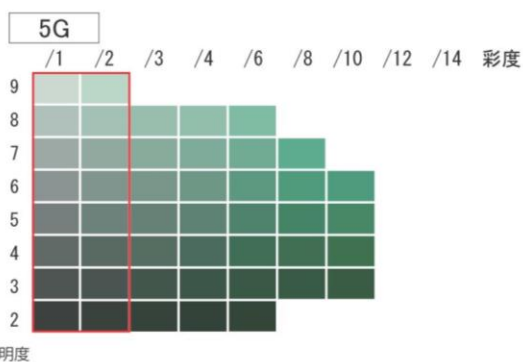
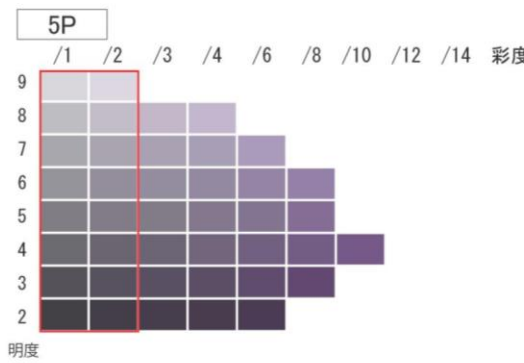
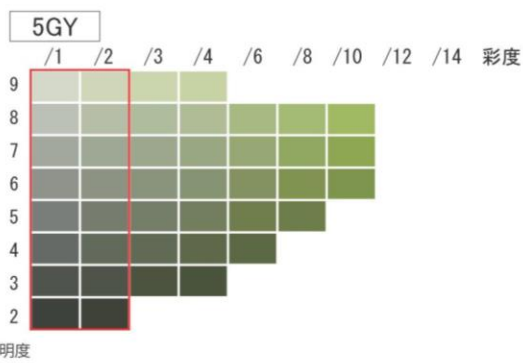
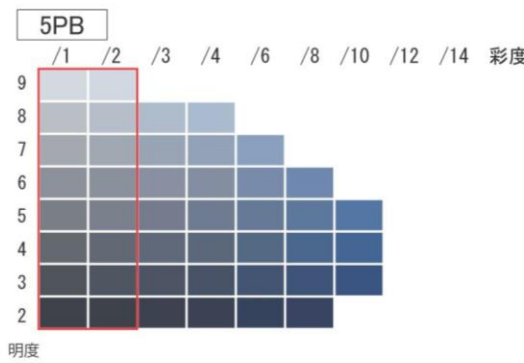
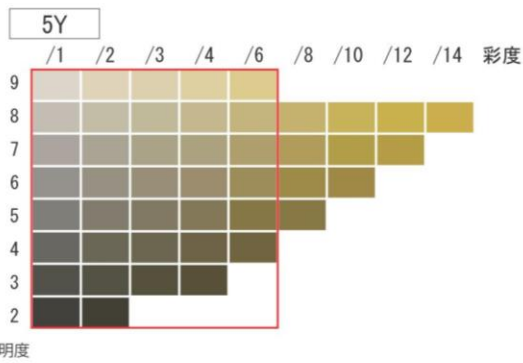
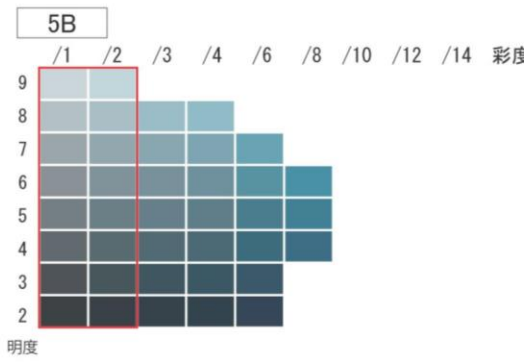
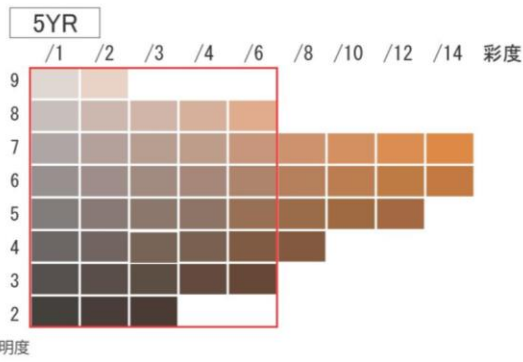
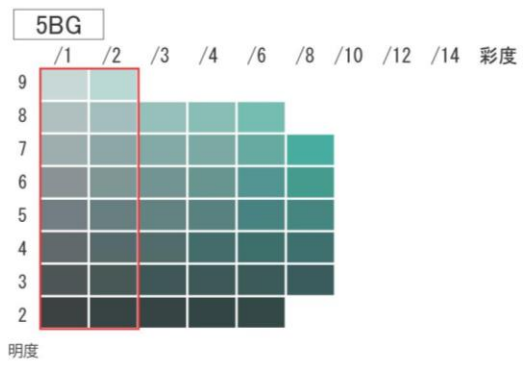
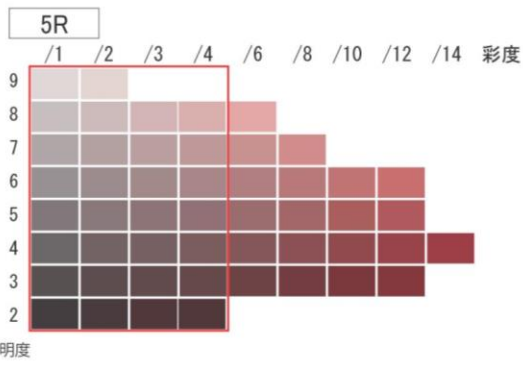
届出対象行為ごとに遵守すべき事項が景観形成基準である。基準に適合していない場合は、勧告を行うことがある。

#### (1) 建築物・工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

項目	基準
高さ、配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後の自然景観や周辺のまち並みを阻害しない高さとする。</li> <li>・市街地から山並みなどへの眺望を阻害しない高さとする。</li> <li>・建築物や工作物の壁面や柱は、道路から後退させ、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>・河津川沿いの河津桜の景観を阻害しない高さ、配置とする。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>丘陵地への眺望を妨げないよう配置する</p>  <p>河津桜の景観を阻害しない高さとする</p>  </div>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後の自然景観や周辺のまち並みを阻害せず、周辺の景観との調和した形態意匠とする。</li> <li>・河津川沿いの河津桜の景観を阻害しない形態意匠とする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や屋根の素材は、過度に光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。</li> <li>・木材や石材などの自然素材の活用などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁または屋外に設ける設備は、公共空間から見えにくいよう配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合、周辺と調和する色調としたり、目隠しを施したりするなど、目立たないよう配慮する。</li> </ul>
風力発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点、主要な道路など、良好な景観に影響を与える場所での建設は避ける。</li> <li>・景観資源が風力発電機の背後に隠されないよう風力発電機の配置に配慮する。</li> <li>・景観資源となる山並みについて大きく稜線を遮ることがないように配慮する。</li> </ul>
地上に設置する太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河津川沿いからの眺めや、河津桜並木・河津桜の景観に影響を与える場所での建設は避ける。</li> <li>・幹線道路や眺望点など、良好な景観に影響を与える場所での建設は避ける。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>河津桜の景観に影響を与える場所での建設を避ける</p>  </div>

項目	基準
<p>地上に設置する太陽光発電施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光モジュールの色彩は黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度・低反射で、模様が目立たないものとする。</li> <li>太陽光電池モジュールのフレーム、架台、パワーコンディショナーなどの附属施設の色彩は、モジュール部分と同等のものとする。</li> <li>周辺の景観に影響を与える恐れのある場合は、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景する。</li> <li>やむを得ず視認できる場所に設置する場合、樹木の植栽などによる遮へい、配置や設置角度の工夫などにより、周辺の景観への影響が軽減するよう配慮する。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>太陽光モジュールの色彩は黒色又は濃紺色など</p>  <p>植栽などによる修景、遮へい</p>  </div>
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背後の自然景観や周辺のまち並みを阻害しない色彩とする。</li> <li>市街地から山並みなどへの眺望を阻害しない色彩とする。</li> <li>建築物及び工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)に基づき、次に示す基本色のおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 0 R～10 R 彩度 4 以下</li> <li>② 0 Y R～5 Y 彩度 6 以下</li> <li>③ 上記以外の色相 彩度 2 以下</li> </ul> </li> <li>なお、地域の景観特性を表す建築物・工作物や、それを引き立てる建築物・工作物については、色彩の規定に関わらない。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>周辺の景観を阻害しない色彩</p>   <p>①・②以外の色相</p> </div>
<p>緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地に垣や塀、柵などを設ける場合は、できる限り生け垣、又は石や木など、自然素材を使ったものとする。</li> <li>景観的に優れた樹木が敷地内に生育している場合は、できる限り保全する。</li> <li>河津桜はできる限り保全する。</li> </ul>

■ 色彩基準の数値



## (2) 開発行為

項目	基準
行為後の土地の形状	<ul style="list-style-type: none"><li>・行為の範囲は必要最小限とし、地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。</li><li>・山稜の近傍では稜線を乱す地形改変を避ける。</li></ul>
法面、擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"><li>・できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面または擁壁が生じないようにする。</li><li>・法面、擁壁は、素材や表面処理の工夫、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存樹木等の保全に努める。</li><li>・周辺の景観との不調和が生じる場合は、周辺の植生を考慮した緑化を施し、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>

## (3) 土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採

項目	基準
行為後の位置、方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・行為の範囲は必要最小限とし、地形の改変をできる限り少なくし、道路などの公共施設からできるだけ見えない位置とする。</li><li>・周辺から行為が見えないような方法を取り、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・行為の跡地は、緑化などにより周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>

## (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	基準
堆積の位置、方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・堆積を始める位置は、道路などの公共施設の敷地境界からできるだけ後退させ、高さを抑え、整然と堆積する。</li><li>・周辺から行為が見えないような方法を取り、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>

## VI 重点地区

地域の活力増進を目指すため、景観計画区域内において町民が魅力を感じ、大切にしている景観を有するエリアを、重点地区として位置付ける。

重点地区では景観を守るだけでなく、観光などの多分野との連携で、「活かす」ことで地域の活力向上に寄与し、景観への意識を醸成することで、取組みにつなげていく。



## 1. 河津桜並木・河津桜まつり

### (1) 景観現況

河津川沿いの河津桜並木は、河津川の清流や背景となる山々などの周辺の景観資源と一体となり、連続した美しい景観を見せている。これら河津桜の景観は、町民が所有地などの町内各所に植え・育てたことで形成され、所有者に加えて花の会や河津桜守人などの活動により維持されてきた。また河津川は、日々の散歩やジョギング、川釣り等に使用され、また堤防に植えられた河津桜の木陰で休む風景や、桜と菜花による彩りの景観も形成されている。これらは町民の愛着によって形成された景観であると言える。

このような町民の愛着によって形成されている河津川と河津桜の景観は、河津桜まつり開催地として活用され、全国各地から毎年 90 万人前後が訪れる早春の伊豆半島を代表するイベントとなっている。また川沿いに並ぶ出店と河津桜並木を楽しむ人々でにぎわう景観を見ることができる。

これからも良好な景観を維持・保全し、魅力を高めていくためには、町を代表する資源である河津桜景観の維持や魅力の向上、来訪客のおもてなしなどが必要となる。

### 【 地域の景観に関わる活動 】

- ・ 町民による桜の植樹
- ・ 河津川沿いの散歩やジョギング
- ・ 河津川での川釣り
- ・ 河川沿いの清掃活動
- ・ 花の会や河津桜守人などの町民ボランティアによる河津桜の維持管理
- ・ 河津桜まつりへの出店

## (2) 景観形成方針

### ① 河津桜の景観の維持・創出

- 1 古木・名木や、河津川沿いの桜並木など、河津桜のある景観を協働で守る。
- 2 公共・公益施設や民地への植樹などにより、協働で河津桜景観を維持していく。
- 3 地域振興や地域活性化、桜のまちづくりに寄与する桜並木を整備する。
- 4 河津桜のまちとしての多様な魅力づくりを支える、新たな拠点の整備を推進する。

### ② 河津桜を引き立てる景観誘導

- 1 河津桜の景観を引き立てる河津川沿岸の景観形成や、水辺景観の保全・創出・活用などにより、河津桜発祥の地にふさわしい景観の形成を図る。
- 2 来訪者を温かく迎える心を大切にし、河津桜まつり開催時の景観誘導を行うなど、おもてなしを充実させる。

### ③ 河津桜による回遊性の向上、快適性・利便性の向上

- 1 来訪者を温かく迎え入れるとともに、河津桜の開花時期に町内の広い地域を回遊して楽しむことのできる歩行者ネットワークを整備する。
- 2 新たに整備される伊豆縦貫自動車道や都市計画道路など、道路から河津桜を楽しむことのできる景観づくりを進める。
- 3 河津桜を目当てに全国から河津町に来訪される方の利便性の向上を図るため、伊豆縦貫自動車道の整備促進やIC周辺地域の振興計画の推進等を図る。

### ④ にぎわいや緑豊かなまちなか景観の形成

- 1 駅前広場の整備・修景や、魅力ある商業地空間形成を促進する。
- 2 まちなかは低・未利用地が多く残されているため、既存区画整理地内の宅地化を促進する。

### (3) 景観形成の方針図

#### エリア全域

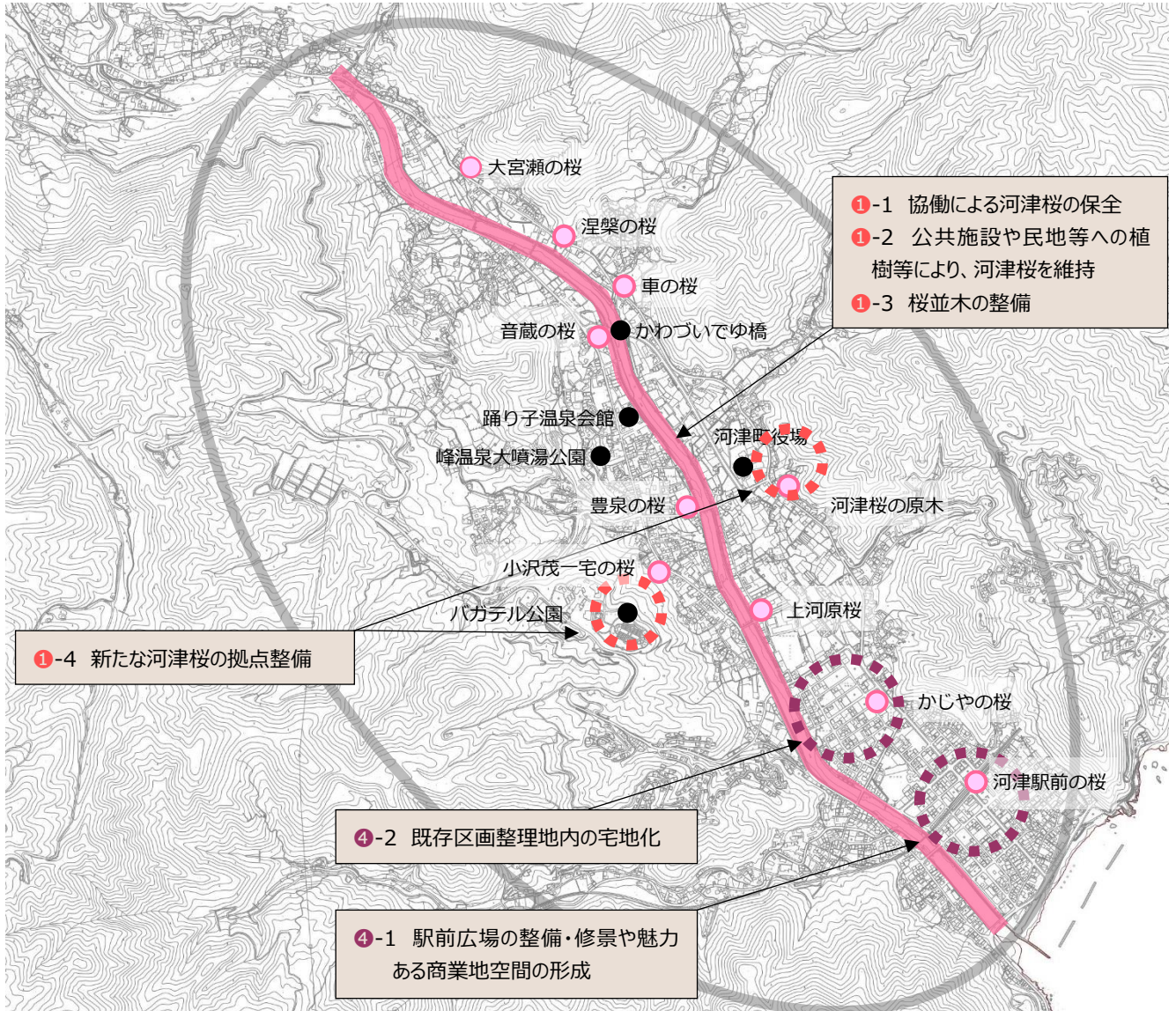
- ①-1~3 河津桜の景観の維持・創出
- ②-1 河津桜の景観を引き立てる河津川沿岸の景観形成
- ②-2 河津桜まつり開催時の景観誘導
- ③-1 桜を楽しむ歩行者ネットワーク

#### その他・町内全域

- ③-2 幹線道路沿道の景観形成
- ③-3 交通基盤・交通環境整備

#### その他

- ①-4 新たな河津桜の拠点整備



0 100 200 400 600 800 1000m





## ■ 方針 1：河津桜の保護・整備に関わる具体的な施策例

	施策	施策内容
①-1 河津桜の 保護・整備	桜並木の眺望景観の維持	・城山や涅槃堂の桜見晴台など、高所から眺めた時の帯状の桜並木が特徴的な景観となっているため、将来にわたって切れ目のない桜並木の景観を維持
	河津桜守人制度の維持と守人の育成	・河津桜を見守り、適切に手入れしていく団体を育成していくため河津桜守人制度を維持 ・講習・実習などを通じて技術や知識を高め、河津桜守人としての育成に努める
	河津桜守人サポーターの登録者拡大	・河津桜守人サポーターの役割や存在の大切さを広め、サポーター登録者の拡大に努める
	河津桜アドバイザーの派遣	・河津桜守人講習会や植樹、その他のイベント等への河津桜アドバイザーの派遣、指導提供に努める
	地域住民等との連携による維持・管理	・地域に身近な公園・緑地の維持・管理については、地域住民やボランティアが主体となった清掃活動、美化活動などの取組みを誘導・促進するなど、行政と地域住民等が連携・協力しながら進める
	維持・管理参加者の拡大	・河津桜の管理活動について情報発信を行い、参加者の拡大を図る。また、小学生や中学生・高校生が参画できる仕組みの構築に努め、参加を促す
	河津桜に関する地域学習の推進	・郷土の資産である河津桜を小中学校の教材として活用することによって、郷土愛を育む教育を推進する
	河津桜シンポジウムの開催	・河津桜を活用した地域振興をおこなっている地域、団体を集めた河津桜シンポジウムの開催の検討
	河津桜情報の収集と発信	・病害虫への対応や樹木の手入れに関する情報・技術を収集し、多くの関係者にわかりやすく情報提供する
①-2 植樹による 景観の維持	植樹等による河津桜景観の維持	・町民等が大切にしている景観がこれからもあり続けるよう、公共施設や公益施設への植樹、民地への植樹の要請や苗木の配布等を実施し、協働で良好な景観を保全していく
	河津川沿いの桜並木の保護・整備	・河津川沿いの桜並木を適切に保護・管理するとともに、河川法の規制により、今後堤防に影響を与える場所への植栽ができないことを踏まえ、計画的な植栽を進める ・河津川沿いの桜並木の再生と河津川の治水のため、原因者となる主体が河津川堤防の嵩上げと腹付けについて検討
①-3 桜並木の 整備	地域振興や地域活性化、桜のまちづくりに寄与する桜並木	・河津桜まつりでは、河津川沿いの桜並木を中心に上下流方向への移動が主に行われるとともに、河川から近接観光資源への移動が行われている。沿川の様々な観光資源と周遊利用できるようなネットワークづくりの基軸となるような桜並木とする ・沿川の観光資源と河津川の桜並木を結ぶ新たな桜並木のネットワークやビュースポットなどに対応した桜並木とする ・河川と新たなネットワークの結節点など、修景ポイントの整備を検討
	河津桜や護岸天端通路を基軸とした日常的に楽しみ、憩うことができる親水空間	・河津川の桜並木は、桜の鑑賞シーズン以外にも日常的に散策や通学など多くの人々に利用されているため、今後も、現在整備されている階段護岸など、河原や水辺への親水機能を維持活用するとともに、ベンチなどを設置した休憩コーナーを計画し景観と利用の双方に配慮した桜並木とする
①-4 新たな 河津桜の 拠点整備	眺望点の整備	・既存の桜のビュースポットへの誘導や新たなビュースポットを整備し、桜のまちとしてのイメージアップを図る ・城山や涅槃堂の桜見晴台など、高所から眺めた時の帯状の桜並木が特徴的な景観となっていることから、将来にわたって切れ目のない桜並木の景観を維持するとともに、眺望点の整備を推進 ・河津川からも桜並木の背後に山地が望めるため、背後の山地景観を活用した新たな視点場を設定
	河津桜センターの創設	・河津桜についての情報活動拠点として、河津桜情報の一元化や河津桜ガイドによる情報提供がなされるような「河津桜センター」の創設を検討
	河津桜のサブ拠点整備	・まちなかの既存の公園に、河津桜を植栽していくことで、地域の桜のサブ拠点化を推進する
	地域で取組む桜の名所づくり	・新たな拠点として、地域コミュニティで取組む桜の拠点づくりを進める
その他	花卉の物産開発	・花そのものや加工製品の物産開発を、各産業間の連携のもと進める
	河津桜のブランド形成	・原木を中心とした河津桜（並木）の保護育成と河津桜の切り枝販売や木工品の商品化など河津桜のブランド力を強化

## ■ 方針 2 : 河津桜を引き立てる景観誘導に関わる具体的な施策例

	施策	施策内容
②-1 河津川沿岸 の景観形成	細部の修景措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転落防止柵のデザインの統一するための改修を検討</li> <li>・河川構造物等については、周囲の景観との調和に配慮した修景整備を行う</li> <li>・照明灯や電柱などは、桜の樹木近くに位置することから、可能な限り統一する</li> </ul>
	水辺景観の保全・創出・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川らしい瀬や淵、河原のある景観を保全し、河道掘削を行う場合も現況の河川景観が自然に再生されるような掘削形態、位置等に配慮する</li> </ul>
	水辺ビジネス等を活用したにぎわいのある水辺空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河津川の河川敷空間を居心地のいい空間としていくために、住民、地方自治体、民間事業者、河川管理者等の関係者が、知識や情報を共有し、水辺の管理や賑わいのある水辺空間づくりに向けた取組みを進める</li> </ul>
②-2 河津桜 まつり 開催時の 景観誘導	おもてなしの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者を温かく迎える心を大切に、町民一人ひとりによるそれぞれの場面での「おもてなし」を充実させる</li> </ul>
	河津桜まつり開催時の景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店の仮設的な鋼管パイプやブルーシート、のぼり旗などについても賑わいを損なわない範囲で適切な景観誘導を行う</li> </ul>
	河津桜まつり期間外におけるインフラの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川沿いの駐車場、造成地、多目的広場などは、河津桜まつりの期間外にもイベント等で積極的に活用する</li> </ul>
	河津桜まつりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まつり会場を分散化させ、それぞれの会場で特徴をもたせたイベント等を行い、地域が一体となって、さらに充実したまつりとして育てる</li> </ul>
	観光情報提供の強化と観光ルート化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや多言語化した観光パンフレット、AIを用いた観光案内などの充実を図り、常に新しい観光情報の発信に努める</li> <li>・河津桜まつりのイベント期間中において町内の観光資源の情報発信を行い、さまざまなイベントを企画するなど観光客に町内を回遊してもらう仕掛けづくりを行う</li> </ul>

## ■ 方針 3 : 河津桜による回遊性の向上、快適性・利便性の向上に関わる具体的な施策例

	施策	施策内容
③-1 ネットワーク	主要拠点を結ぶフットパスの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河津桜の主要拠点を結ぶ回遊ルートを整備</li> </ul>
③-2 道路沿道の 景観形成	河津の魅力を高める景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要地方道下佐ヶ野谷津線及び国道414号沿道には河津桜を植栽し、桜のシンボルエリアに向けてのおもてなしを演出する</li> </ul>
	河津桜を楽しめる沿道の演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道にある遊休地などを利用した河津桜の植樹、沿道を楽しむことのできる河津桜の演出を進めるよう努める</li> </ul>
③-3 交通基盤・ 交通環境 整備	河津桜まつり開催時の交通渋滞対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅や伊豆縦貫自動車道の逆川ICの周辺等に駐車場を確保し、そこから公共交通機関を利用して会場に向かわせるパークアンドライドを促進するなど、交通渋滞対策を進める</li> </ul>
	駐車場予約システムを活用した渋滞対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予約駐車場・駐車場予約システムを整備するとともに、駐車場への非混雑ルート（迂回経路）を案内することで交通渋滞の緩和に寄与する仕組みの導入を検討</li> </ul>
	交通情報の発信の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の多様な観光情報を道の駅を起点に一体的に発信する伊豆道の駅ネットワークと連携し、河津桜まつりの際の交通情報を発信することを検討</li> </ul>

## ■ 方針 4 : にぎわいや緑豊かなまちなか景観の形成に関わる具体的な施策例

	施策	施策内容
④-1 魅力ある商 業地空間の 形成	魅力ある商業地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河津駅周辺は、低・未利用地への商業サービス施設や観光交流施設などの立地を促進する</li> <li>・集客につながる工夫や快適な商業地空間づくりなどに取組み、より便利で安心して買物ができる魅力ある商業地を形成し、集客力の向上を図る</li> </ul>
	沿道の商業施設の立地促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣商業地域内における商業施設の立地を促進</li> </ul>
④-2 既存区画整 理地内の宅 地化	低・未利用地の宅地化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業施行区域内は、低・未利用地（駐車場や農地、空地）への戸建て低層住宅や中層共同住宅を主とする住宅地利用を促進</li> </ul>
	沿道の商業サービス施設の立地促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低・未利用地への住宅及び商業サービス施設の立地を促進し、土地の有効活用を図る</li> </ul>
	緑豊かなゆとりある居住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画制度や緑地協定など住民主体のルールづくりを活用しながら、緑化を促進</li> </ul>

## 2. 河津七滝周辺

### (1) 景観現況

約2万5千年前に起きた噴火で、天城山の南側に位置する登り尾火山から流れ出した溶岩は河津川へ流れ込み、谷間を2km程流れ下り、その後河津川の流れは溶岩を美しく磨き上げ、河津七滝を作り出した。平成30年にはユネスコ世界ジオパークに認定され、河津七滝もジオサイトの一つとなっている。七滝周辺には遊歩道が整備されており、天城の豊かな森林や美しい渓谷、七つの滝が見せる迫力ある景観など、四季を通じて楽しむことができる。

また周辺には温泉街が立地し、散策と共に温泉を楽しむことができる町の代表的な観光地の1つとなっている。

これら河津七滝周辺の景観は、長い年月をかけて地域の人々と自然が作り出した景観であり、愛着を感じているからこそ、地域の資源として清掃活動や歴史学習への活用、ジオサイトを活用したイベントを実施することで景観を維持し、観光PRを行ってきた。

これからも良好な景観を維持・保全し、魅力を高めていくためには、景観に親しみ・楽しむ場づくりや、おもてなしの景観を形成することなどが必要となる。

#### 【 地域の景観に関わる活動 】

- ・ 河川での溪流釣り
- ・ 河川沿いの清掃活動
- ・ 地学・歴史学習
- ・ カニ滝ナイトウォークや風涼溪イベント等の実施

## (2) 景観形成方針

### ① 初めての方でも分かりやすい案内のできる景観づくり ※

- ・ 河津七滝の入口であるループ橋周辺は、初めて訪れる方にも分かりやすい案内サインを整備する。
- ・ 案内サインが不揃いで統一されておらず、分かりにくく案内もしづらいため、案内サインを分かりやすいものにする。

### ② 地球活動により産み出された変化に富んだ渓谷を楽しむ景観づくり ※

- 1 美しい渓谷をより印象的に見せる場づくり
  - ・ 滝々を見ることができる遊歩道や橋梁について、適切な管理を継続していく。近距離から滝を眺める視点場づくりを進める。
- 2 歴史に触れ、ゆったりと渓谷を満喫できる場づくり
  - ・ 誰もが安心して散策できる歩道や休憩場所の整備を行っていく。

### ③ 地域住民と観光客の利用の調和が図られ、川に親しめる景観づくり ※

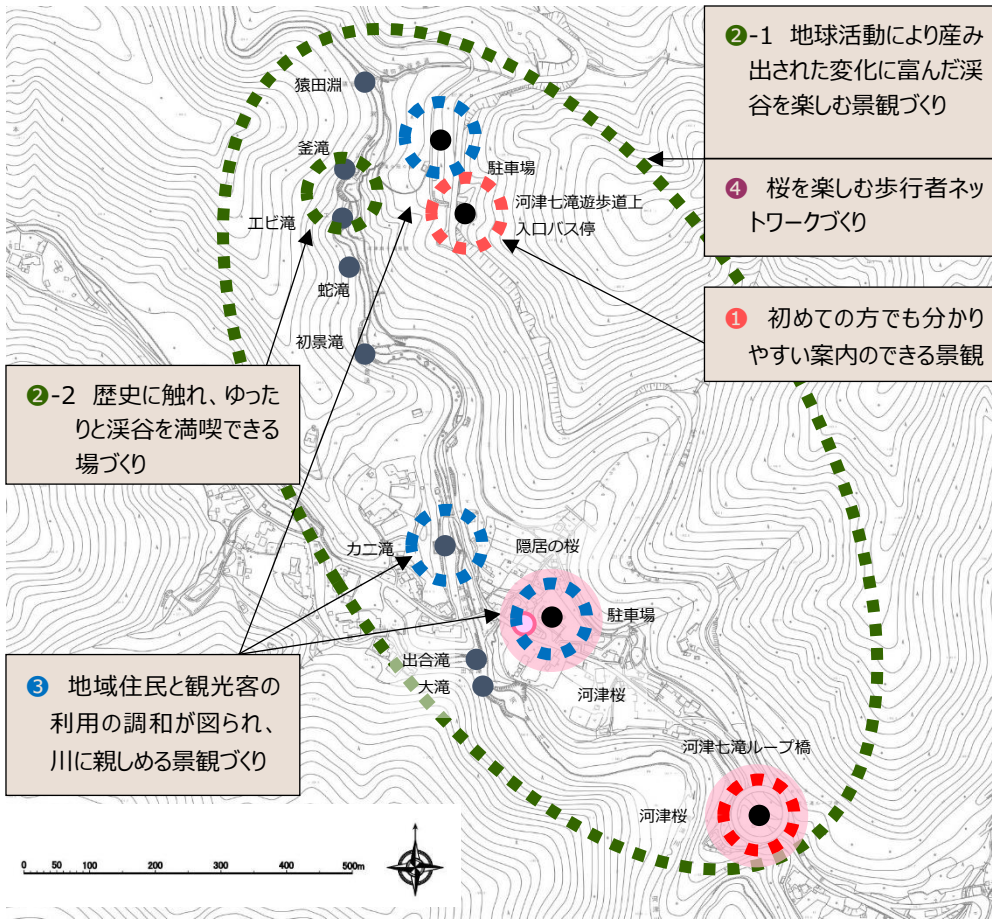
- ・ 人と川との触れ合いを、この地で大切にしていくため、親水園地などの整備を検討する。周辺の施設は景観と調和するデザインとするなど、地域住民と観光客双方にとって良好な景観となるようにしていく。

### ④ 桜を楽しむ歩行者ネットワークづくり ※

- ・ 河津桜を楽しんでもらうことができる場所を創出し、新たな回遊ルートを設定することで、誘客を図る。

※ 平成30年にはユネスコ世界ジオパークに認定されたため、ジオパークとして自然環境と調和したグレードの高い整備を進める。

### (3) 景観形成の方針図



#### ■ 具体的な施策例

景観形成方針	施策内容
① 初めての方でも分かりやすい案内のできる景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に配慮し、分かりやすい案内サインの設置や案内サインの集約</li> <li>・景観や案内サインを阻害する草木の除去</li> <li>・ガードレール等を自然景観と調和した景観配慮型の色に変更</li> <li>・観光バスの乗降場所の確保</li> </ul>
②-1 美しい渓谷をより印象的に見せる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体による樹木等の手入れ・管理</li> <li>・遊歩道の手摺を景観配慮型のものに変更</li> <li>・景観に配慮した案内サインへの更新</li> <li>・店舗の看板や広告旗のルールづくり</li> <li>・ナイトウォーク等の各種イベントを通じ、景勝地・観光名所としてPRを行うとともに景観施策への理解を深める</li> </ul>
②-2 歴史に触れ、ゆったりと渓谷を満喫できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩きやすい歩道の整備</li> <li>・渓谷を楽しむための落橋した橋の整備及び既存の橋の点検・補修</li> <li>・安全に歩くための倒木除去や落石防止</li> <li>・伊豆半島ジオパークビジターセンターの整備・管理運営</li> </ul>
③ 地域住民と観光客の利用の調和が図られた川と親しめる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七滝町営駐車場の有料化も含めた管理方法の検討</li> <li>・七滝町営駐車場の周辺景観と調和した外観のトイレの整備</li> <li>・老朽化した四阿の撤去</li> <li>・カニ滝親水園地の整備</li> <li>・自動販売機の景観配慮型の色に変更</li> </ul>
④ 桜を楽しむ歩行者ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川沿いの回遊のみでなく、七滝方面など町内の広い地域に河津桜を楽しんでもらうことができる場所を創出し、新たな回遊ルートを設定し、誘客を図る</li> </ul>

### 3. 湯ヶ野エリア

#### (1) 景観現況

湯ヶ野エリアでは、緑豊かな森林からなる自然景観や丘陵地に広がる農地景観を見ることができる。また農地景観だけでなく、「伊豆の踊子」の舞台として有名な抒情あふれる温泉地や伊豆の踊子文学碑などがあり、歴史や文化を感じさせる景観が残っている。河津川沿いには河津七滝につながる踊子歩道が整備され、歴史・文化を感じつつ散策することができる。

これら湯ヶ野エリアの景観は、歴史と共に地域の人々が創り出した景観であり、愛着を感じているからこそ地域の資源として散歩や温泉の汲み取りなどで地域の人々に活用されてきた。さらに、地域の人々が歴史・文化や温泉などに魅力を感じ、観光業などを通じ、活用・発信してきたことで観光客に魅力を伝えている。

これからも良好な景観を維持・保全し、魅力を高めていくためには、地域の人々に加えて、地域外の人々がより湯ヶ野エリアの景観に触れるためのPRなどが必要となる。

#### 【 地域の景観に関わる活動 】

- ・ 温泉の利用
- ・ 河川や遊歩道の清掃活動
- ・ 歴史を感じる散歩

#### (2) 景観形成方針

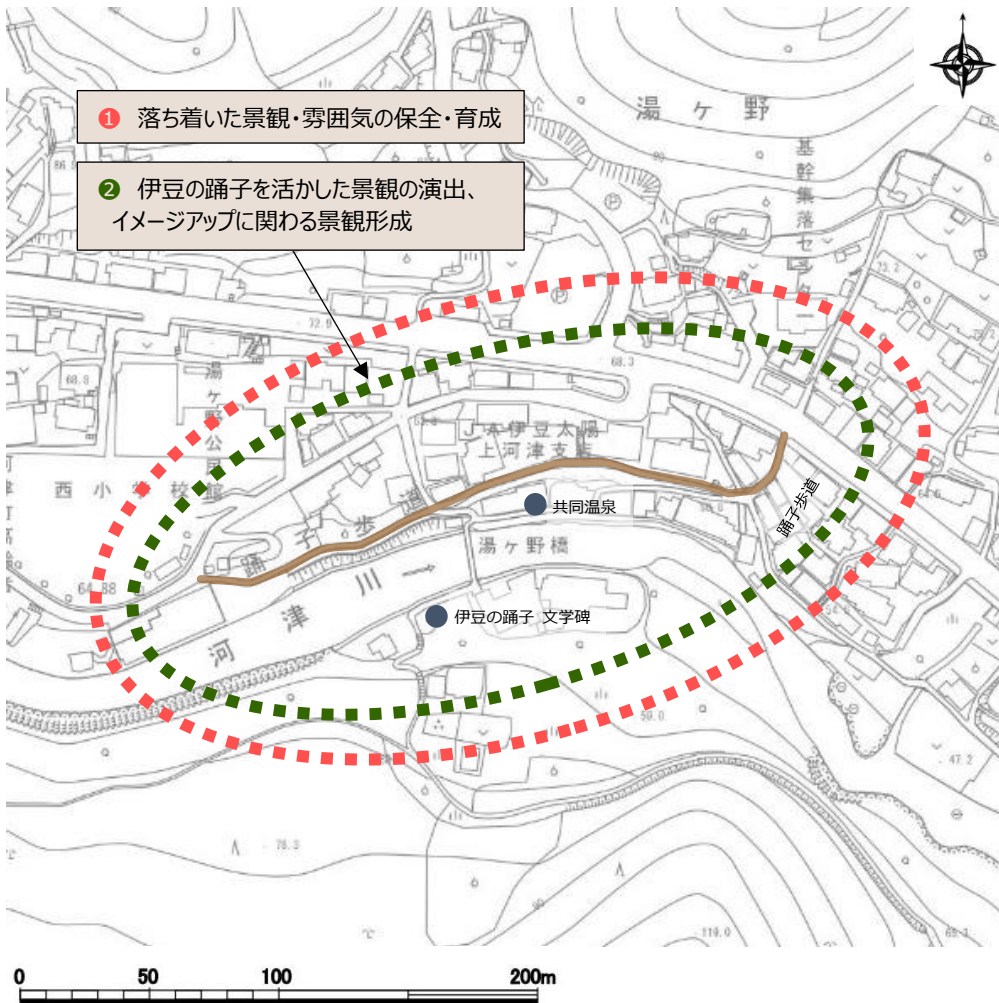
##### ① 落ち着いた景観・雰囲気保全・育成

- ・ 「伊豆の踊子」ゆかりの抒情あふれる温泉地として、自然景観の保全や建築物等のデザイン・色彩誘導によって良好な環境、景観を守る。

##### ② 伊豆の踊子を活かした景観の演出、イメージアップに関わる景観形成

- ・ 文学の里としてのさらなるイメージアップを図るため、既存施設の有効利用や環境整備を進める。また温泉地としての雰囲気を大切にしながら、特色ある街並み形成などによるイメージアップを図る。
- ・ 伊豆の踊子ゆかりの施設や場所の保全、景観の演出に取り組む。
- ・ 踊子歩道の改善・充実等による、自然景観や抒情あふれる温泉地の雰囲気を歩いて楽しむことができる環境づくりに取り組む。

### (3) 景観形成の方針図



#### ■ 具体的な施策例

景観形成方針	施策内容
① 落ち着いた景観・雰囲気 の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や河津川の良好な自然景観を楽しむことができる環境の保全</li> <li>・古くからの温泉地であるため、昔ながらの情緒ある佇まい・雰囲気 の保全（建築物等のデザインや色彩の適切な誘導など）</li> </ul>
② 伊豆の踊子を活かした景 観の演出、イメージアップ に関わる景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充実等による、自然景観や抒情あふれる温泉地の雰囲気を歩いて楽しむ ことができる環境づくり</li> <li>・湯ヶ野地区における、「文学の里」としてのさらなるイメージアップ、温泉 の活用</li> <li>・伊豆の踊子ゆかりの施設、場所の保全、景観の演出・踊子歩道の改善</li> <li>・伊豆縦貫自動車道のインターチェンジを活かした、地域の新たな活力や 交流を創出する土地活用の検討</li> </ul>

## 4. 今井浜海岸

### (1) 景観現況

今井浜海岸は、白砂青松の美しい砂浜からなる良好な海辺の景観が形成されているとともに、広大な相模灘の眺望を楽しむことができる。夏のシーズンには良好な海水浴場として多くの海水浴客でにぎわう景観を見ることができる。

国道 135 号と海岸に挟まれた海岸沿いは、旅館や民宿などが立地する今井浜温泉地や漁村の面影が残る集落地などが存在し、様々な暮らしの景観が形成されている。

これら今井浜海岸周辺の景観は、人々の暮らしや生業と共に形成してきた景観であり、愛着を感じているからこそ住民や各種団体などの海岸清掃等が行われ、良好な景観として維持されてきた。

これからも良好な景観を維持・保全していくためには、今井浜海岸周辺の景観を形成する人々の協働による維持管理が必要となる。

#### 【 地域の景観に関わる活動 】

- ・ 相模灘での磯釣り、ダイビング、シュノーケリング
- ・ 今井浜海岸での海水浴
- ・ 海岸の清掃活動



## (2) 景観形成方針

### ① 良好な海岸景観の保全

- ・ 今井浜海岸の白い砂浜と青い海が創り出す美しい自然景観、広大な相模灘の眺望を保全する。砂浜の浸食対策にも取り組む。
- ・ 町民やボランティアなどと協力しながら海岸の清掃活動や美化活動に取り組む。

### ② 保養地・リゾート地としての良好な環境の保全・育成

- ・ 美しい今井浜海岸に近く、大規模なホテルや旅館、企業の保養施設が立地する今井浜地区において、体も心も癒される保養地・リゾート地としての環境を保全・育成する。

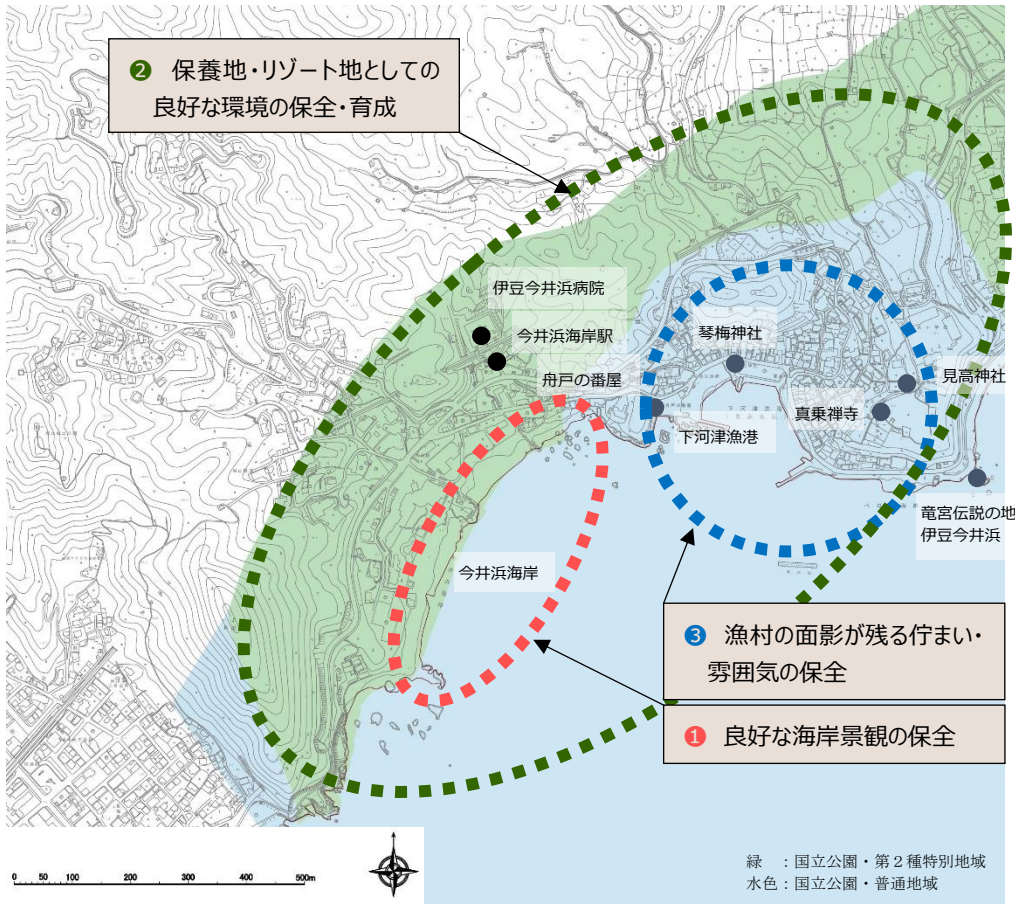
### ③ 漁村や農山村の風景・雰囲気への保全・継承

- ・ 見高浜の漁港と一体となった漁村の面影が残る風景や見高地区の丘陵地・台地に形成された、農地と集落が調和している昔ながらの農山村の風景・雰囲気を保全・継承する。

### ④ 歴史・文化資源の保全・活用

- ・ 見高神社など、古くから守り、受け継がれてきた社寺等が創り出す、歴史・文化を感じる雰囲気や景観を保全・継承する。

### (3) 景観形成の方針図



#### ■ 具体的な施策例

景観形成方針	施策内容
① 美しい景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今井浜海岸の美しい景観、広大な相模灘の眺望の保全。町民やボランティアなどとの協力による、海岸の美化活動、清掃活動の実施</li> <li>・砂浜の侵食対策</li> <li>・浜辺の後背地となる保養地・リゾート地における魅力ある景観の誘導</li> </ul>
② 保養地・リゾート地としての良好な環境の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海辺の美しい景観や広大な眺望を楽しむことができる環境づくり</li> <li>・ホテルやペンション、企業の保養施設の立地、集積の促進</li> <li>・保養地としての魅力の演出、イメージアップの検討</li> </ul>
③ 漁村や農山村の風景・雰囲気 の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港の適切な維持・管理</li> <li>・漁村の面影が残る佇まい、雰囲気 の保全（建築物等のデザインや色彩の適切な誘導など）</li> <li>・農地の適切な維持・管理、遊休化の抑制</li> <li>・良好な農山村の風景を損なう恐れのある開発等への適切な対応</li> </ul>
④ 歴史・文化資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との連携・協力による、見高神社、段間遺跡などの歴史・文化資源の保全・継承</li> <li>・新たな地域の魅力づくりへの歴史・文化資源の活用の検討</li> </ul>

## 1. 河津町景観計画策定委員会設置要綱

令和5年8月7日要綱第30号

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり必要な事項を協議するため、河津町景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 河津町景観計画の策定に関する事項
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識・経験を有する者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 地域住民組織の代表者
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から景観計画策定をもって満了とする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員を代表し会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

## 2. 河津町景観計画策定委員会委員

	所属・役職名等	氏名	備考
1	法政大学デザイン工学部教授	高見公雄	委員長
2	法政大学デザイン工学部教授	福井恒明	
3	建築士	野田雅一	
4	文化財関係者	宮本達希	
5	河津町議会第2常任委員会 委員長	上村和正	
6	一般社団法人河津町観光協会 会長	山田和子	
7	河津町商工会青年部 部長	後藤啓太	
8	河津町行政連絡委員会 会長	稲葉壽英	
9	河津桜守人の会 会長	森田光衛	
10	河津町企画調整課長	稲葉吉一	
11	河津町産業振興課長	中村邦彦	
12	河津町建設課長	白井理治	

(敬称略・順不同)



# 河津町景観計画

発行：令和6年3月

編集：河津町 建設課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

電話：0558-34-1952 / FAX：0558-34-1404